

奈良県広域水道企業団の公金事務の委託に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第37号

奈良県広域水道企業団の公金事務の委託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づいて行う公金の徴収又は収納に関する事務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(公金の徴収の委託)

第2条 企業長が地方公営企業法第33条の2において読み替えて準用する地方自治法第243条の4第1項に規定する地方公営企業の業務に係るものは、次に掲げる歳入とする。

- (1) 奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）に規定する水道料金、加入金及び手数料
- (2) 下水道使用料その他の他の地方公共団体から徴収に関する事務の委託を受けた歳入

(公金の収納の委託)

第3条 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項に規定する同条各号のいずれにも該当するものとして企業長が定める歳入等は、前条に規定する歳入とする。

(徴収又は収納の方法等)

第4条 指定公金事務取扱者は、歳入等の納付を受けたときは、領収書に領収印を押印し、納入義務者に交付しなければならない。ただし、あらかじめ企業長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定公金事務取扱者は、前項の領収印について、その印影をあらかじめ企業長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定公金事務取扱者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、企業長が定める期限までに、払込書により企業長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 4 指定公金事務取扱者は、前項の規定により徴収した歳入又はその収納した歳入等を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき

事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成し、企業長に送付しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、公金の徴収又は収納に関する事務の委託に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。